第1697号
25.3.26
小郡三井医師会

福県医発第2991号（地）
平成25年3月25日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（公 印 省 略）

自立支援医療（育成医療）及び未熟児の養育医療の
公費負担者番号等の変更等について

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、医療の給付事務が平成25年4月1日より都道府県、政令市及び特別区からすべての市(区)町村へ権限委譲されることになりました。

それに伴い、平成25年4月1日以降に行われる自立支援医療（育成医療）及び未熟児の養育医療の給付に係る新たな公費負担者番号が市（区）町村ごとに設定されることとなった旨、別紙の通り厚生労働省から日本医師会を通して通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、平成25年4月以降の診療分に係る診療報酬請求（5月請求分から）は、この新たに設定された公費負担者番号を用いることとなります。4月以降は、新たに設定された公費負担者番号が記載された受給者証が提示されることとなりますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、福岡県における自立支援医療（育成医療）及び未熟児の養育医療に係る市（区）町村ごとの公費負担者番号表につきましては、別添Excel表をご参照下さいますようお願い申し上げます。

---

**小郡三井医師会より**

**医療保険担当理事　山下拓郎**
**会長　蒲池　壽**

（保 235）
平成２５年３月１５日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
鈴　木　邦　彦

自立支援医療（育成医療）及び未熟児の養育医療の
公費負担者番号等の変更等について

自立支援医療（育成医療）は、児童福祉法第４条第２項に規定する障害児で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものであり、実施主体が都道府県・指定都市・中核市となっておりました。

養育医療（母子保健法第２０条）は、都道府県、保健所を設置する市又は特別区において、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができることとしております。

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第１０５号）により、医療の給付事務が平成２５年４月１日より都道府県等から市（区）町村へ権限移譲されることとなり、市（区）町村ごとに新たな公費負担者番号が設定されることとなりました。

平成２５年４月以降の診療分に係る診療報酬請求（５月請求分から）については、この新たに設定された公費負担者番号を用いることとなります。４月以降は、新たに設定された公費負担者番号が記載された受給者証が提示されることとなりますので、各医療機関におかれましてはその旨ご承知おきいただきますよう、周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、自立支援医療（育成医療）及び未熟児の養育医療にかかる市（区）町村ごとの公費負担者番号表につきましては、日本医師会の都道府県医師会宛て文書管理システムの「お知らせ」にExcel表を掲載いたしますので、ご確認・ご活用いただきますようお願い申し上げます。

＜添付資料＞

・自立支援医療（育成医療）の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について
（平 25.2.28　障精発 0228 第 3 号
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長）

・養育医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について
（平 25.2.28　雇児母発 0228 第 2 号　厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長）

※　自立支援医療（育成医療）及び未熟児の養育医療とも、市（区）町村ごとの公費負担者番号を示した表の添付を省略させていただいております。お手数ですが、都道府県医師会宛て文書管理システムのお知らせに表を掲載いたしますので、ご確認ください。

障精発　0228　第３号
平成２５年２月２８日

各{都道府県／指定都市／中核市}障害保健福祉主管部(局)長　殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長

自立支援医療（育成医療）の給付に係る公費負担者番号及び
受給者番号の設定について

自立支援医療（育成医療）の支給認定事務については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成２５年政令第３５号）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）の一部が改正され、平成２５年４月１日から都道府県から市（区）町村へ権限移譲される。

ついては、平成２５年４月１日以後の自立支援医療（育成医療）の給付に係る公費負担者番号は下記により設定されたい。

ただし、平成２５年３月３１日までに行われた自立支援医療（育成医療）の給付における公費負担者番号の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

記

１　公費負担者番号等の設定方法

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公費負担者番号 | ① | | ② | | ③ | | | ④ |
| 公費負担者医療の受給者番号 | ⑤ | | | | | | ④ | |

（１）法別番号①（２桁）
育成医療の法別番号は「１６」であること。

（２）都道府県番号②（２桁）

「保険者番号等の設定について（昭和５１年８月７日保発第４５号・庁保発第３４号）」の別表２の番号とすること。（総務省採用の都道府県番号と同様）

（３）実施機関番号③（３桁）

市（区）町村の実施機関番号の設定にあたっては、空き番号等を勘案し、別添のとおり作成したので、ご活用の上設定いただくようお願いする。

なお、市町村の合併等により実施機関番号の改定を行う場合は、審査支払機関等と十分調整のうえ実施機関番号を設定すること。

（４）検証番号④（１桁）

次の方式により算定すること。（例）

ア　法別番号、都道府県番号及び実施機関番号の各数の末尾の桁を起点として順次２と１を乗じる。

イ　アで算出した積の和を求める。ただし、積が２桁となる場合は、１桁目と２桁目の数字の和とする。

ウ　１０とイで算出した数字の下１桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、イで算出した数字の１の位の数が０のときは検証番号を０とする。

例）

| 法別番号 | 都道府県番号 | 実施機関番号 |
|---|---|---|
| １　６ | ０　１ | ６　０　１ |
| ×　× | ×　× | ×　×　× |
| ２　１ | ２　１ | ２　１　２ |

２＋６＋０＋１＋（１＋２）＋０＋２＝１４

１０－４＝[6]…検証番号

（５）受給者番号⑤（７桁）

ア　受給者番号は、受給者区分６桁、検証番号１桁、計７桁の番号とすること。

イ　受給者区分は、実施機関ごとに設定すること。

ウ　検証番号は、（４）と同様の方法により算出すること。

２　実施の時期

平成２５年４月診療分（５月請求分）から実施すること。

雇児母発0228第２号
平成25年２月28日

各 { 都道府県 / 政令市 / 特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

養育医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について

養育医療の給付については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、母子保健法（昭和40年法律第141号）の一部が改正され、平成25年４月１日から都道府県、政令市及び特別区から全ての市（区）町村へ権限移譲されることとなった。

このため、平成25年４月１日以降に行われる養育医療の給付に係る公費負担者番号を、市（区）町村ごとに設定する必要があるので、下記により設定されたい。

ただし、平成25年３月31日までに行われた養育医療の給付に係る公費負担者番号の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

また、「診療報酬等請求事務の簡素化に伴う育成医療費等公費負担医療の取り扱いについて」（昭和49年10月14日児企第46号）については、「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて」（平成25年２月28日雇児福発0228第１号・雇児母発0228第１号・障障発0228第１号）により廃止しているので、その旨申し添える。

なお、当該通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245号の４第１項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

記

１　公費負担者番号等の設定方法

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公費負担者番号 | ① | | ② | | ③ | | | ④ |
| 公費負担者医療の受給者番号 | ⑤ | | | | | | ④ | ／ |

（１）法別番号①（２桁）

養育医療の法別番号は「23」とすること。

（２）都道府県番号②（２桁）

「保険者番号等の設定について（昭和 51 年８月７日保発第 45 号・庁保発第 34 号）」の別表２　都道府県番号表の番号とすること。（総務省採用の都道府県番号と同様）

（３）実施機関番号③（３桁）

市（区）町村の実施機関番号の設定にあたっては、別添のとおりとする。

なお、今後市町村の合併等により実施機関番号の改定を行う場合は、審査支払機関等と十分調整のうえ実施機関番号を設定すること。

（４）検証番号④（１桁）

次の方式により算定すること。（例）

ア　法別番号、都道府県番号及び実施機関番号の各数の末尾の桁を起点として順次２と１を乗じる。

イ　アで算出した積の和を求める。ただし、積が２桁となる場合は、１桁目と２桁目の数字の和とする。

ウ　１０とイで算出した数字の下１桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、イで算出した数字の１の位の数が０のときは検証番号を０とする。

例）

| 法別番号 | | 都道府県番号 | | 実施機関番号 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 3 | 0 | 1 | 6 | 0 | 1 | |
| × | × | × | × | × | × | × | |
| 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | |

４＋３＋０＋１＋（１＋２）＋０＋２＝１３

１０－３＝[7]…検証番号

（５）受給者番号⑤（７桁）

ア　受給者番号は、受給者区分６桁、検証番号１桁、計７桁の番号とすること。

イ　受給者区分は、実施機関ごとに設定すること。

ウ　検証番号は、（４）と同様の方法により算出すること。

２　実施の時期

平成２５年４月診療分（５月請求分）から実施すること。

# （別添）養育医療公費負担番号

| No | 都道府県番号 | 公費負担者番号 | 実施機関名称漢字 | 実施機関名称ｶﾅ |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 40 | 23406010 | 福岡県 | ﾌｸｵｶｹﾝ |
| 2 | 40 | 23406028 | 北九州市 | ｷﾀｷｭｳｼｭｳｼ |
| 3 | 40 | 23406036 | 福岡市 | ﾌｸｵｶｼ |
| 4 | 40 | 23406044 | 大牟田市 | ｵｵﾑﾀｼ |
| 5 | 40 | 23406051 | 久留米市 | ｸﾙﾒｼ |
| 6 | 40 | 23406069 | 直方市 | ﾉｵｶﾞﾀｼ |
| 7 | 40 | 23406077 | 飯塚市 | ｲｲﾂﾞｶｼ |
| 8 | 40 | 23406085 | 田川市 | ﾀｶﾞﾜｼ |
| 9 | 40 | 23406093 | 柳川市 | ﾔﾅｶﾞﾜｼ |
| 10 | 40 | 23406101 | 八女市 | ﾔﾒｼ |
| 11 | 40 | 23406119 | 筑後市 | ﾁｸｺﾞｼ |
| 12 | 40 | 23406127 | 大川市 | ｵｵｶﾜｼ |
| 13 | 40 | 23406135 | 行橋市 | ﾕｸﾊｼｼ |
| 14 | 40 | 23406143 | 豊前市 | ﾌﾞｾﾞﾝｼ |
| 15 | 40 | 23406150 | 中間市 | ﾅｶﾏｼ |
| 16 | 40 | 23406168 | 小郡市 | ｵｺﾞｵﾘｼ |
| 17 | 40 | 23406176 | 筑紫野市 | ﾁｸｼﾉｼ |
| 18 | 40 | 23406184 | 春日市 | ｶｽｶﾞｼ |
| 19 | 40 | 23406192 | 大野城市 | ｵｵﾉｼﾞﾖｳｼ |
| 20 | 40 | 23406200 | 宗像市 | ﾑﾅｶﾀｼ |
| 21 | 40 | 23406218 | 太宰府市 | ﾀﾞｻﾞｲﾌｼ |
| 22 | 40 | 23406226 | 古賀市 | ｺｶﾞｼ |
| 23 | 40 | 23406234 | 福津市 | ﾌｸﾂｼ |
| 24 | 40 | 23406242 | うきは市 | ｳｷﾊｼ |
| 25 | 40 | 23406259 | 宮若市 | ﾐﾔﾜｶｼ |
| 26 | 40 | 23406267 | 嘉麻市 | ｶﾏｼ |
| 27 | 40 | 23406275 | 朝倉市 | ｱｻｸﾗｼ |
| 28 | 40 | 23406283 | みやま市 | ﾐﾔﾏｼ |
| 29 | 40 | 23406291 | 糸島市 | ｲﾄｼﾏｼ |
| 30 | 40 | 23406309 | 那珂川町 | ﾅｶｶﾞﾜﾏﾁ |
| 31 | 40 | 23406317 | 宇美町 | ｳﾐﾏﾁ |
| 32 | 40 | 23406325 | 篠栗町 | ｻｻｸﾞﾘﾏﾁ |
| 33 | 40 | 23406333 | 志免町 | ｼﾒﾏﾁ |
| 34 | 40 | 23406341 | 須恵町 | ｽｴﾏﾁ |
| 35 | 40 | 23406358 | 新宮町 | ｼﾝｸﾞｳﾏﾁ |
| 36 | 40 | 23406366 | 久山町 | ﾋｻﾔﾏﾏﾁ |
| 37 | 40 | 23406374 | 粕屋町 | ｶｽﾔﾏﾁ |

| No | 都道府県番号 | 公費負担者番号 | 実施機関名称漢字 | 実施機関名称ｶﾅ |
|---|---|---|---|---|
| 38 | 40 | 23406382 | 芦屋町 | ｱｼﾔﾏﾁ |
| 39 | 40 | 23406390 | 水巻町 | ﾐｽﾞﾏｷﾏﾁ |
| 40 | 40 | 23406408 | 岡垣町 | ｵｶｶﾞｷﾏﾁ |
| 41 | 40 | 23406416 | 遠賀町 | ｵﾝｶﾞﾁﾖｳ |
| 42 | 40 | 23406424 | 小竹町 | ｺﾀｹﾏﾁ |
| 43 | 40 | 23406432 | 鞍手町 | ｸﾗﾃﾏﾁ |
| 44 | 40 | 23406440 | 桂川町 | ｹｲｾﾝﾏﾁ |
| 45 | 40 | 23406457 | 筑前町 | ﾁｸｾﾞﾝﾏﾁ |
| 46 | 40 | 23406465 | 東峰村 | ﾄｳﾎｳﾑﾗ |
| 47 | 40 | 23406473 | 大刀洗町 | ﾀﾁｱﾗｲﾏﾁ |
| 48 | 40 | 23406481 | 大木町 | ｵｵｷﾏﾁ |
| 49 | 40 | 23406499 | 広川町 | ﾋﾛｶﾜﾏﾁ |
| 50 | 40 | 23406507 | 香春町 | ｶﾜﾗﾏﾁ |
| 51 | 40 | 23406515 | 添田町 | ｿｴﾀﾞﾏﾁ |
| 52 | 40 | 23406523 | 糸田町 | ｲﾄﾀﾞﾏﾁ |
| 53 | 40 | 23406531 | 川崎町 | ｶﾜｻｷﾏﾁ |
| 54 | 40 | 23406549 | 大任町 | ｵｵﾄｳﾏﾁ |
| 55 | 40 | 23406556 | 赤村 | ｱｶﾑﾗ |
| 56 | 40 | 23406564 | 福智町 | ﾌｸﾁﾏﾁ |
| 57 | 40 | 23406572 | 苅田町 | ｶﾝﾀﾞﾏﾁ |
| 58 | 40 | 23406580 | みやこ町 | ﾐﾔｺﾏﾁ |
| 59 | 40 | 23406598 | 吉富町 | ﾖｼﾄﾐﾏﾁ |
| 60 | 40 | 23406606 | 上毛町 | ｺｳｹﾞﾏﾁ |
| 61 | 40 | 23406614 | 築上町 | ﾁｸｼﾞｮｳﾏﾁ |

# 自立支援医療（育成医療）公費負担者番号

| No | 都道府県番号 | 公費負担者番号 | 実施機関名称漢字 | 実施機関名称ｶﾅ |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 40 | 16406019 | 福岡県 | ﾌｸｵｶｹﾝ |
| 2 | 40 | 16406027 | 北九州市 | ｷﾀｷｭｳｼｭｳｼ |
| 3 | 40 | 16406035 | 福岡市 | ﾌｸｵｶｼ |
| 4 | 40 | 16406043 | 久留米市 | ｸﾙﾒｼ |
| 5 | 40 | 16406050 | 大牟田市 | ｵｵﾑﾀｼ |
| 6 | 40 | 16406068 | 直方市 | ﾉｵｶﾞﾀｼ |
| 7 | 40 | 16406076 | 飯塚市 | ｲｲﾂﾞｶｼ |
| 8 | 40 | 16406084 | 田川市 | ﾀｶﾞﾜｼ |
| 9 | 40 | 16406092 | 柳川市 | ﾔﾅｶﾞﾜｼ |
| 10 | 40 | 16406100 | 八女市 | ﾔﾒｼ |
| 11 | 40 | 16406118 | 筑後市 | ﾁｸｺﾞｼ |
| 12 | 40 | 16406126 | 大川市 | ｵｵｶﾜｼ |
| 13 | 40 | 16406134 | 行橋市 | ﾕｸﾊｼｼ |
| 14 | 40 | 16406142 | 豊前市 | ﾌﾞｾﾞﾝｼ |
| 15 | 40 | 16406159 | 中間市 | ﾅｶﾏｼ |
| 16 | 40 | 16406167 | 小郡市 | ｵｺﾞｵﾘｼ |
| 17 | 40 | 16406175 | 筑紫野市 | ﾁｸｼﾉｼ |
| 18 | 40 | 16406183 | 春日市 | ｶｽｶﾞｼ |
| 19 | 40 | 16406191 | 大野城市 | ｵｵﾉｼﾞｮｳｼ |
| 20 | 40 | 16406209 | 宗像市 | ﾑﾅｶﾀｼ |
| 21 | 40 | 16406217 | 太宰府市 | ﾀﾞｻﾞｲﾌｼ |
| 22 | 40 | 16406225 | 古賀市 | ｺｶﾞｼ |
| 23 | 40 | 16406233 | 福津市 | ﾌｸﾂｼ |
| 24 | 40 | 16406241 | うきは市 | ｳｷﾊｼ |
| 25 | 40 | 16406258 | 宮若市 | ﾐﾔﾜｶｼ |
| 26 | 40 | 16406266 | 嘉麻市 | ｶﾏｼ |
| 27 | 40 | 16406274 | 朝倉市 | ｱｻｸﾗｼ |
| 28 | 40 | 16406282 | みやま市 | ﾐﾔﾏｼ |

# 自立支援医療（育成医療）公費負担者番号

| No | 都道府県番号 | 公費負担者番号 | 実施機関名称漢字 | 実施機関名称ｶﾅ |
|---|---|---|---|---|
| 29 | 40 | 16406290 | 糸島市 | ｲﾄｼﾏｼ |
| 30 | 40 | 16406308 | 那珂川町 | ﾅｶｶﾞﾜﾏﾁ |
| 31 | 40 | 16406316 | 宇美町 | ｳﾐﾏﾁ |
| 32 | 40 | 16406324 | 篠栗町 | ｻｻｸﾞﾘﾏﾁ |
| 33 | 40 | 16406332 | 志免町 | ｼﾒﾏﾁ |
| 34 | 40 | 16406340 | 須恵町 | ｽｴﾏﾁ |
| 35 | 40 | 16406357 | 新宮町 | ｼﾝｸﾞｳﾏﾁ |
| 36 | 40 | 16406365 | 久山町 | ﾋｻﾔﾏﾏﾁ |
| 37 | 40 | 16406373 | 粕屋町 | ｶｽﾔﾏﾁ |
| 38 | 40 | 16406381 | 芦屋町 | ｱｼﾔﾏﾁ |
| 39 | 40 | 16406399 | 水巻町 | ﾐｽﾞﾏｷﾏﾁ |
| 40 | 40 | 16406407 | 岡垣町 | ｵｶｶﾞｷﾏﾁ |
| 41 | 40 | 16406415 | 遠賀町 | ｵﾝｶﾞﾁﾖｳ |
| 42 | 40 | 16406423 | 小竹町 | ｺﾀｹﾏﾁ |
| 43 | 40 | 16406431 | 鞍手町 | ｸﾗﾃﾏﾁ |
| 44 | 40 | 16406449 | 桂川町 | ｹｲｾﾝﾏﾁ |
| 45 | 40 | 16406456 | 筑前町 | ﾁｸｾﾞﾝﾏﾁ |
| 46 | 40 | 16406464 | 東峰村 | ﾄｳﾎｳﾑﾗ |
| 47 | 40 | 16406472 | 大刀洗町 | ﾀﾁｱﾗｲﾏﾁ |
| 48 | 40 | 16406480 | 大木町 | ｵｵｷﾏﾁ |
| 49 | 40 | 16406498 | 広川町 | ﾋﾛｶﾜﾏﾁ |
| 50 | 40 | 16406506 | 香春町 | ｶﾜﾗﾏﾁ |
| 51 | 40 | 16406514 | 添田町 | ｿｴﾀﾞﾏﾁ |
| 52 | 40 | 16406522 | 糸田町 | ｲﾄﾀﾞﾏﾁ |
| 53 | 40 | 16406530 | 川崎町 | ｶﾜｻｷﾏﾁ |
| 54 | 40 | 16406548 | 大任町 | ｵｵﾄｳﾏﾁ |
| 55 | 40 | 16406555 | 赤村 | ｱｶﾑﾗ |
| 56 | 40 | 16406563 | 福智町 | ﾌｸﾁﾏﾁ |

# 自立支援医療(育成医療)公費負担者番号

| No | 都道府県番号 | 公費負担者番号 | 実施機関名称漢字 | 実施機関名称ｶﾅ |
|---|---|---|---|---|
| 57 | 40 | 16406571 | 苅田町 | ｶﾝﾀﾞﾏﾁ |
| 58 | 40 | 16406589 | みやこ町 | ﾐﾔｺﾏﾁ |
| 59 | 40 | 16406597 | 吉富町 | ﾖｼﾄﾐﾏﾁ |
| 60 | 40 | 16406605 | 上毛町 | ｺｳｹﾞﾏﾁ |
| 61 | 40 | 16406613 | 築上町 | ﾁｸｼﾞﾖｳﾏﾁ |